

(無断転載を禁ず)

2017年度

ビジネス実務法務検定試験®

模 擬 テ ス ト
問 題 用 紙

3 級

(制限時間 2時間)

サンプル

第1問 (10点)

次の事項のうち、その内容が正しいものには①を、誤っているものには②を、解答用紙の所定欄にその番号を記入しなさい。

- ア. 未成年者Xは、家電販売店Yで大型液晶テレビを購入するにあたり、法定代理人Zの同意を得られなかったため、自己を成年者であると偽るなどの詐術を用い、これを信じたYとの間で売買契約を締結した。この場合、XおよびZは、ともに当該売買契約を取り消すことができない。
- イ. 個人や法人などの権利主体は、原則として私的な法律関係を自己の意思に基づいて自由に形成することができる。これを私的自治の原則という。
- ウ. Aは、B銀行に普通預金口座を設けていた。Aの預金通帳と届出印章を盗み出したCが、B銀行の窓口を訪れて、その預金通帳と届出印章を利用して、預金の払戻しを請求したところ、B銀行はCを預金者であると信じて預金を払い戻してしまった。この場合、過失の有無にかかわらず、B銀行の払戻しは有効となる。
- エ. X社とY社の間で、貸主をX社、借主をY社とするオフィスの賃貸借契約を締結した。Y社がオフィスの雨漏りの修繕費用を支出したときは、賃貸借契約終了時になってはじめて、Y社はその支出した費用の全額の償還をX社に対して請求することができるのが原則である。
- オ. X（被相続人）が死亡したが、Xには配偶者Aのほか子供はおらず、Xの両親も既に死亡している。また、Xの兄弟B・Cがいる。Xが、Aに全財産を相続させる旨の遺言を残していた場合、Bには遺留分が認められ、自己に相続財産の2分の1を引き渡す旨請求できる。
- カ. 商人Aは、その営業の範囲内で、商人Bとの間で委任契約を締結し、Bから委託された事務の処理を行った。この場合、Aは、Bとの間に報酬を受け取ることができる旨の特約がなくても、Bに報酬を請求することができる。
- キ. 実用新案権は、自然法則を利用した技術的思想の創作（考案）であって、物品の形状、構造または組合せに関するものを保護する権利である。
- ク. 平成28年に成立した「消費者契約法の一部を改正する法律」（平成28年法律第61号）により、消費者契約法に基づく取消権の行使期間は、従来の6ヶ月から1年に延長された。
- ケ. 使用者との間で期間の定めのない労働契約を締結した労働者は、いつでも労働契約を解約することができ、労働者が解約を申し入れると直ちに労働契約は終了する。
- コ. 会社の秘密文書を保管する権限を有する者が、自己の利益を図るためにその秘密を他者に漏らし、そのために会社が損害を被った場合には、背任罪が成立し得る。

第4問 (10点)

次の事項のうち、その内容が正しいものには①を、誤っているものには②を、解答用紙の所定欄にその番号を記入しなさい。

ア. A所有の絵画をAから預かっていたBが死亡し、CがBを単独で相続した。Cが当該絵画をBの所有物であると過失なく信じて、その占有を取得したときは、Cは、当該絵画の所有権を即時取得する。

イ. 債権者は、債務者が約定の履行期を過ぎてもその債務を履行しない場合、自らの実力を行使し、自力救済により債務者から自己の債権を回収することができる。

ウ. 連帯債務において、複数の債務者のうちの1人が債務の全額を債権者に履行しても、他の債務者の債権者に対する債務は消滅しない。

エ. 夫婦間で婚姻中に締結した契約は、書面により締結したものを除き、婚姻中であれば自由に取り消すことができる。

オ. 株式会社において、株主は、原則として、その所有する株式を自由に譲渡することが認められている。これを株式譲渡自由の原則という。

カ. 小切手は、一覧払いとされており、支払いのための呈示がなされた日が満期となる。

キ. 商標権は、その設定登録の日から一定の期間が経過すると消滅し、商標権者はその期間を更新することができない。

ク. 特定商取引法が適用される通信販売においては、販売業者等は商品等に関して、販売価格、送料、支払時期と納品時期等に関し、適正な広告を行わなければならない。

ケ. 時間外・休日労働に関する労使協定（三六協定）が締結されていれば、使用者は、法定労働時間を超えて労働者を労働させることができ、割増賃金の支払いも不要となる。

コ. 製造物の欠陥によって、生命、身体または財産に損害を被った被害者が、製造物責任法に基づき、製造業者に対して損害賠償を請求するためには、当該製造物の製造業者の故意または過失を立証する必要がある。

第5問 5-1 (5点)

次の文中の [] の部分に、下記の語群から最も適切な用語を選び、解答用紙の所定欄にその番号を記入しなさい。

当事者間に一旦契約が成立したとしても、当事者双方の合意により、その契約を取りやめることはできるが、当事者の一方が債務を履行したくない場合でも、当事者の一方が勝手に内容を変更したり、債務の履行を取りやめたりすることはできないのが原則である。

しかし、売買契約において、売主が自己の [ア] により債務を履行しない場合には、買主には債務不履行を理由に契約を一方的に [イ] する権利が認められる。また、中古自動車の売買など特定物の売買契約において売買目的物に隠れた瑕疵があり、その瑕疵の存在により契約の目的を達成することができないときは、売主に [ア] がなくても、買主に契約を [イ] する権利が認められる。

売買契約では、契約締結の際に、売買契約当事者が契約を [イ] する権利を留保する趣旨で買主が売主に金銭等を交付することがある。このような趣旨で交付される金銭等を [ウ] という。契約締結の際に、買主が売主に [ウ] を交付した場合、買主は、売主が債務の [エ] するまでは、手付を放棄することによって売買契約を [イ] できる。一方、売主は、買主が債務の [エ] するまでは、手付の [オ] を買主に償還することで売買契約を解除できる。

[語群]

- | | | |
|---------|--------|------------|
| ① 取消し | ② 倍額 | ③ 抗弁事由 |
| ④ 同額 | ⑤ 証約手付 | ⑥ クーリング・オフ |
| ⑦ 履行に着手 | ⑧ 相殺 | ⑨ 解約手付 |
| ⑩ 帰責事由 | ⑪ 全額 | ⑫ 無効 |
| ⑬ 違約手付 | ⑭ 解除 | ⑮ 履行を拒絶 |